

光地区消防組合公告第6号

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、下記のとおり公告する。

令和3年10月20日

光地区消防組合

管理者 市 川 熙

記

1 業務名

ファイルサーバ機器リース業務

2 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 業務場所

光地区消防組合消防本部

山口県光市光井六丁目16番1号

4 契約期間

令和4年3月1日から令和9年2月28日まで（60箇月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び光地区消防組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成19年光地区消防組合条例第4号）の規定による長期継続契約）

5 入札参加資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 次のうちいずれかの名簿に登録されており、資格が有効であること。
 - ア 令和3年度光市物品調達等競争入札参加資格者名簿「大分類 借入品、中分類 パソコン・ネットワーク機器類」
 - イ 令和3年度田布施町物品等入札参加資格者名簿「大分類 借入品、中分類 パソコン・ネットワーク機器類」
 - ウ 令和2・3年度周南市競争入札等参加資格者名簿（物品調達等）「大分類 借入品類、小分類 パソコン・ネットワーク機器類」
- (3) この公告の日から本業務の契約締結の日までに、本消防組合構成市町（光市・田布施町・周南市）において指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) この公告の日から本業務の契約締結の日までに、本消防組合構成市町（光市・田布施町・周南市）における指名停止等の措置要件に該当しないこと。

6 申請方法

- (1) 7に掲げる書類を光地区消防組合消防本部総務課会計係に郵送により提出すること。なお、送付記録が残る方法にて提出期限までに必着とすること。
- (2) 申請書の様式は、光地区消防組合ホームページからダウンロードすること。

光地区消防組合ホームページ URL : <https://119.city.hikari.lg.jp/>
- (3) 申請書の審査後、入札参加については、令和3年10月28日（木）に別途「一般競争入札参加資格確認通知書」をFAXにて通知する。

7 申請書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 使用印鑑届

8 申請書類提出期限

- (1) 令和3年10月27日(水)正午までとする。
- (2) 入札参加資格確認申請に係る申請書類の訂正及び差替えは、申請書類提出期限後はできない。

9 質問の方法

- (1) 本契約及び入札に関する質問は、入札参加資格確認通知後、FAXによる質問書の提出によること。

FAX番号 0833-74-5611 (光地区消防組合消防本部
総務課会計係)

- (2) 質問の提出期限は、令和3年11月1日(月)正午までとする。
- (3) 質問の回答は、令和3年11月2日(火)までに、一般競争入札参加資格確認通知書を送付した者のうち、入札参加資格を有すると認められた者全員に質問内容と併せてFAXにより書面で回答する。

10 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和3年11月10日(水) 午前10時
- (2) 入札場所 光地区消防組合消防本部2階多目的ホール

11 入札書等の送付先及び到着期限

送付記録が残る方法にて到着期限までに必着とすること。

- (1) 送付先 〒743-0011
光市光井六丁目16番1号
光地区消防組合消防本部総務課会計係

(2) 到着期限 令和3年11月9日(火) 午後5時まで

12 入札保証金

免除

13 入札に関する事項

(1) 入札書の記載

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札書に記載する金額は、月額リース料とすること。

ウ 入札書に記載する日付は、入札日の日付とすること。

(2) 入札の執行

ア 郵送により入札書等を提出すること。

イ 郵送方法については、別添1郵便入札の郵送方法によること。

ウ 本入札では予定価格を定めており、入札書のコ額が予定価格以下で、かつ最低価格である者を落札者とする。なお、開札の結果、落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじで落札者を決定する。

エ 入札の回数ハ、3回までとする。1回目で落札した場合は1回で終了する。この1回目の入札に参加しなかった者は、再度の入札には参加できない。

オ 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を締結することができるときは、エによる最低入札価格と予定価格との差が6パーセントの範囲内のときとする。

カ 入札の無効は、光地区消防組合財務規則(昭和51年光地区消防組合規則第2号)及び別添2郵便入札無効の要件の例による。

(3) その他

ア (1) 及び (2) に掲げるもののほか、入札及び契約に関する事項は光地区消防組合財務規則、光地区消防組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例及び光地区消防組合郵便入札に関する実施要領の例による。

イ 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格の制限又は指名停止等の措置を受けた場合は、契約を締結しない。